第四期自治基本条例推進委員会　答申作成ワーキング　報告書

**参考２**

日時：令和５年６月５日（月）１９時～２０時４０分

場所：５階５０３会議室

出席者：岩本副委員長、木本委員、小野塚委員、芳賀委員、浅生委員、古屋委員、牧野委員、長尾委員

　　　　（事務局）江口、秋山

欠席者：なし

１　目的

　　令和６年２月に行う市長への答申に向け、より実効性のある内容とするために、議論を行う。

２　答申案について

**【説明】**

今回提示した答申案は、あくまでも今までの議論で出た意見をそのまま記載したものである。そのため、ここから具体策を考え、どのような内容を追加していくか考えていただきたい。

今回、答申案を作成する過程において、骨子の意味や自治基本条例の理念について振り返ってみた。

８条では「市民はまちづくりの担い手として～」という文言になっており、市民であることそのものが既に担い手であると言っている。４条では「市民、議会及び行政は、それぞれが役割を意識し、それぞれの力を発揮し、互いに尊重し、まちづくりを進めます」と言っている。

　つまり答申は、『市長への提言』ではなく、３者協働でそれぞれができることを考え、条例の理念を実効性のあるものにしていった結果、担い手が増えるということを、市長が具体的にイメージし後押しできるようにするものではないだろうか。

　となると、今まで委員会では「市長への提言＝市役所がやること」に意見が集中し、３者協働ではないのではないか。議論を３者で行っても、結論として市役所がやることだけを提案するのは３者協働なのか疑問である。

３者がどう具体的に協働できるのか、それぞれの立場でそれぞれの立ち位置で出来ることを具体化するように軌道修正していくのがこのワーキングであると考えている。

　また答申は、問題の解決策ではない。足元に目を向けてもらうための課題の発信をすることで、担い手が増えるという形で良いかと思う。

**【委員コメント】**

　・問題・課題・施策が混在している。不足を整理する必要がある。

・市民・議会・行政の３つの視点での３つの課題に絞った議論をしていく形でいいと思う。

　・文章の整理が必要だと思う。長い。文字が多い。

　・議会の一員としてどういうことが付け加えられるか。新しいルール作りや予算をつける、行政に働きかけ。

　・答申は「市長がやること」を提言することと思っている。

　・事務局が作成した答申案は、具体的中身がなくスカスカである。

　・答申は担い手を増やす手法を答えるものである。

・今さら３者で頑張ろう！というのは考えられない。

　市長にお願いしたことを市長が一人で実現できるわけではない。お願いしたことを、市の職員だけでなく、

市民、議会もそれぞれ出来ることをして３者が頑張った結果、実現するというのが３者協働ではないか。

３　今日の議論の内容について

　より優先的に取り扱うべき課題について３者の視点で施策を考える。課題は何がいいか。

　【事務局案】

　➀「市民活動団体の活動場所が少ない、メンバーが集まらない、周知が難しい」という現状

　➁「町会加入世帯の減少、町会役員の担い手不足、負担増、高齢化」という現状

　➂ 「今の情報発信の仕方では、若い世代に伝わっていない。」という現状

　①市民活動団体についてだが、メンバーが集まらないとか周知が難しいとかは、団体それぞれが自分たちで考えるべきもので答申にするのはどうか。広い意味で「活動を支援する」という文言のほうがよい。

　②町会の課題は深刻で、市民活動団体とは違う。自治基本条例の理念では何ができるか。

　　担い手が増えないのはなぜか？理由から考えた方がよいのではないか。地域活動として捉えるべき。

　③広く情報発信の仕方について考えるほうがいいのではないか。

　→抽象的な課題に変え、施策を考えてみる。

　　【最終案】

　　①市民活動の支援について

　　②町会・自治会の支援について

③情報発信の仕方について

　　市民委員、議会委員、行政委員　の３者に分かれ、意見を出してみる。

　４　出された意見

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | ①市民活動の支援について | ②町会・自治会の支援について | ③情報発信の仕方について |
| 市民からの立場で | 公共施設利用の緩和（土日とか平日夜にもっと使いやすく） | 町会事務の合理化、支援（合理化の為のコンサル窓口設置、町会内のノウハウ交換、外部委託業者への金銭支援等） | SNS、紙の双方を活用し、あらゆる世代に確実に伝わる方法で。 情報発信はニーズとタイミングを考えて出したらどうか。 |
| 議会からの立場で | 公共施設予約システムに市役所の会議室、文化会館の会議室を加える 公共施設を２３時まで使用可能とする | 町会の役員に市の職員に担ってもらう（公務として）特に書類整理、作成、会計、町会長の秘書。 地域の企業に対して、市から町会加入の通達を出してもらう 町会、自治会への加入及び参加の推進に関する条例を作る（川口、草加、八潮、八王子） | 戸田市のYouTubeチャンネルに市民団体のチャンネルを作り、発信してもらう 議会だより、戸田広報をTwitter、Instagram、TikTokでも配信する |
| 行政からの立場で | 公園、駅前スペースの活用（現制度活用） 補助金 公共施設予約システムの充実 | 町会長の作業を減らす（広報誌配布など） 運営の外部委託や町会長の相談窓口の設置 | 戸田市公式LINE 戸田市HP、公式LINEからTOMATOページにリンクできるようにする。 |